

# 全労金2019春季生活闘争ニュース・第29号

《合意速報No.11》

## 中国労組が関連会社との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

中国労組は、3月27日11時から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求（関連）			回 答（関連）		
		正社員	契約社員 (金庫転籍者)	契約社員	正社員	契約社員 (金庫転籍者)	契約社員
基本賃金		—			—		
一時金		3.0	3.7	制度化、1.0	2.15	2.0	1.0
昨年実績		—	2.0	支給なし	—	2.0	支給なし
安定雇用	無期転換	(実現)			(実現)		
	登用制度	—	要求		今後の検討課題		
最低賃金		時間額950円、日額7,000円、 月額147,000円への引き上げ			時間額950円、月額146,300円		
雇用環境	ジョブ・リターン	—			—		
	年休積立	(実現)			(実現)		
	私傷病休職	(実現)			(実現)		
公正処遇	年休	—			—		
	生休	(実現)			(実現)		
	母性保護	(配偶者出産以外、実現)			(配偶者出産以外、実現)		

団体交渉において、会社からは「当社の回答については、金庫へ要求された内容と一部関連しているところがあるため、結果として一部は金庫の回答を踏まえた内容となっている。組合の皆さんには、当社の金庫100%子会社という立場を再度ご理解いただきたい。当社としては、引き続き従業員のために見直しをすべき事項がないか、検討していくことを申しあげたい」等の見解が表明されました。

池田闘争委員長は、「最低賃金について、時間額 950円、月額 146,300円への改正を決断されたことは感謝申しあげる。正社員の一時金について、貴社の社員の奮闘に報いるかたちで、昨年実績を上回る回答が示されたこと、契約社員の一時金は年間一時金の支給を決断されたことは労組にとって大きな成果であり、貴社の英断に感謝する。しかし、中国労働金庫から転籍した契約社員の一時金については、中国労働金庫の雇用形態に準じた支給の要求が応じられなかったことは残念である。契約社員から正社員への登用に関する制度については、制度構築には応じていただけなかったが、正社員への取り

扱いが検討される中で、労組と意見交換していただくことを要請したい。労組として、克服すべき課題が山積しており、さらなる生産性の向上が必要であると認識している。2019年度が第6期中計の中間年度であり、金庫グループ全体が一体となって社会的責任を果たしていただきたい。お互いの立場を尊重した労使関係により、さまざまな課題克服に向けて努力することを確認し、お願いしたい」等を表明しました。

単組は、①最低賃金について、改正が確認できたこと、②正社員の年間一時金について、昨年実績以上の水準が確保できたこと、③契約社員の年間一時金について、要求通りの水準が得られたこと、等から基本合意を表明しました。

\*合意単組（9単組／3月27日18時現在）

長野・北海道(金庫・関連)・四国・沖縄・セントラル・近畿(金庫)・北陸  
九州(金庫)・九州(関連)・中国(金庫)・中国(関連)

以 上